

答申第2号

答 申 書

1 審査会の結論

本件一部公開決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、酒田市情報公開条例（平成17年条例第19号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「個人情報の保護に関する法律施行条例の検察庁協議に係る文書」の公開を求める本件公開請求に対し、酒田市長が令和5年1月23日付けで行った本件一部公開決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件公開請求に対し、対象公文書として「罰則の定めのある条例に係る検察庁との事前協議について」なる表題の文書（以下「本件文書」という。）を特定し、本件文書のうち、条例第7条第2号ウただし書に該当する検察庁の担当者の名の部分を非公開とする本件一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和5年7月19日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年8月3日、令和5年度第2回審査会により、1回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書である本件文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び諮問説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部公開決定について

実施機関の説明によると、本件文書は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正（令和5年4月1日施行）によって、酒田市個人情報保護条例（平成17年条例第20号）等を同日で廃止し、その廃

止をする際に罰則規定の経過措置を設けることについて、山形地方検察庁（以下「検察庁」という。）との今後の事前協議の必要性の有無について、本市職員が検察庁企画調査課の担当者に電話で相談し、これに対する同庁担当者の回答を記録したものとのことである。

実施機関は、本件公開請求に対し、対象公文書として本件文書を特定し、本件文書のうち、検察庁職員の名の部分については条例第7条第2号ウただし書に該当するとして非公開とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は審査請求書において、本件非公開情報の公開を求める旨主張しているので、審査会は、本件非公開情報の非公開妥当性について検討する。

イ 本件非公開情報の非公開妥当性について

審査請求人が主張するのは主に次の2点である。

①一部公開決定の理由記載の不備について

審査請求人は、条例第11条に基づく行政情報の全部又は一部を公開しない旨の決定は、酒田市行政手続条例（平成17年条例第23号）第8条の申請により求められた許認可等を拒否する処分に該当し、その決定の際にその理由を提示することが求められるが、本件処分においては、単に非公開の根拠規定を示すのみであり、上記規定を適用する理由が記載されていないから、本件処分は取消しを免れないと主張する。また、反論書において、上記主張の根拠として、最高裁平成4年（行ツ）第48号同年12月10日第一小法廷判決を引用している。

これに対し、実施機関は、条例第11条第2項は「実施機関は、前項の規定により、非公開決定等をしたときは、その理由を記載した書面により、同項に規定する通知を行わなければならない」と規定し、これに関連する行政情報一部公開決定通知書（酒田市情報公開条例施行規則（平成17年規則第20号）様式第4号）の「公開をしない理由」の欄において「酒田市情報公開条例第7条第2号ウただし書に該当」と記載（その裏面において参考としてその条号を記載）しており、違法ではないと説明する。

審査会が検討するに、理由記載の内容については、その文書の種類、性質等を考慮すべきであり、すべての文書に一律に個別具体的な理由の記載を必要とするものではない。本件文書の性質を鑑みるに、本件文書の重要な内容は検察庁との協議内容であり、検察庁の担当者の特定ではないから、本件処分においては個別具体的な理由の記載について、その必要性は認められない。また、審査請求人が引用する最高裁判決と本件とは、文書の性質及び非開示の根拠条文の内容において、事案を異にするものであり、本件

処分が上記判例に抵触するものではない。

②一部公開決定の相当性について

審査請求人は、本件非公開情報については、もっぱら公務員の職務遂行に係る情報であり、これを公開しても当該公務員の個人の権利利益が不当に害される恐れは何らないため、条例第7条第2号ウただし書には当たらないから、これを公開すべきであり、本件処分は取消しを免れないと主張する。また、反論書において、実施機関が弁明書において主張する条例の解釈運用基準（以下「逐条解説」という。）には何ら法源性がなく、公表の慣行等については「各行政機関における公務員の氏名の扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公表するものとされていることから、非公開事由には当たらないと主張する。

これに対し、実施機関は、条例第7条ウただし書に該当するか否かの判断基準について逐条解説では「本市職員以外の公務員等の氏名の取り扱いについては、当該団体の職務遂行上の情報であるので、当該団体において、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているか否かによって判断するものとする」としており、検察庁に照会したところ、「当検察庁の職員に関する情報なので、その氏名の部分は非公開としてほしい」旨の回答があったため、それを参考に条例第7条ウただし書に該当すると判断したものであると説明する。

審査会が検討するに、逐条解説は実施機関の内規に過ぎず、それを根拠に条例第7条ウただし書に該当するか否かの判断をすることはできない。判断の基準は本件非公開情報を公開した場合と非公開とした場合の利益衡量に求めるべきである。本件文書においては、検察庁との協議の有無及び内容が文書の中心的内容であることからすると、実施機関の照会に應對した検察庁職員の名の公表や個人の特定については特段の利益は認められず、職員個人にとっては個人の権利利益が不当に害されるおそれという不利益が認められることから、当該公表について、その必要性は認められない。

したがって、本件非公開情報は条例第7条ウただし書に該当し、非公開が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小山 瑛次

齋藤 眞里子

加藤 栄

広瀬 雄二